

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険関係事務【平成30年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人情報特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクと軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

平成30年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、徳島市国民健康保険被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び徳島市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 2. 資格管理事務 <ol style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による徳島市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 3. 保険料賦課・徴収事務 <ol style="list-style-type: none"> ①所得・資産税額情報により保険料を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。) ②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定。 ③保険料の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 ④保険料の過誤納金の還付、充当処理。 ⑤保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ⑥保険料の口座振替情報の管理。 4. 保険給付事務 <ol style="list-style-type: none"> ①高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 ②高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 ④特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。 ⑤療養費、移送費の支給。 ⑥高額介護合算療養費の支給。 ⑦出産育児一時金の支給。 ⑧葬祭費の支給。 ⑨他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑩一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑪保険給付の一時差し止め。 ⑫徳島県国民健康保険団体連合会と被保険者情報の授受を行い、保険給付の支給決定をする。
③システムの名称	国民健康保険システム、滞納管理システム、国保高額介護合算システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長	保険年金課長 川原 正樹
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市保健福祉部保険年金課庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市保健福祉部保険年金課庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

(別紙)法令上の根拠					
番号法第19条 別表第2 情報提供の根拠					
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	別表第2省令 ※
一	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	第1条
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第2条
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第3条
四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第4条
五	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第5条
九	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第8条
十二	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第10条の2
十五	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第11条の2
十七	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第12条の3
二十二	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第15条
二十六	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第19条
二十七	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第20条
三十	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	—
三十三	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第22条の2
三十九	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第24条の2
四十二	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第25条
四十六	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百零三条第三項において準用する場合を含む。)、第三百八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	—
五十八	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第31条の2
六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第33条
七十八	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第41条の2

番号法第19条 別表第2 情報提供の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
八十	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第43条
八十七	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第44条
八十八	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	-
九十三	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第46条
九十七	都道府県知事又は保険所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給をおこなうこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第49条
百六	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第53条
百九	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第55条の2
百十九	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第59条の3

※ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

番号法第19条 別表第2 情報照会の根拠					別表第2省令
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	※
四十二	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第25条
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	第25条
四十三	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	第25条の2
四十四	市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	第26条
四十五	市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	-

※ 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	I-2. 特定個人情報ファイル	国民健康保険法による資格、保険料賦課・収納、給付に関する情報ファイル	国民健康保険関連情報ファイル	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年3月4日	I-5. 評価機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年3月4日	II-1. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。しきい値判断結果が変わらないため。
平成28年3月4日	II-2. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。しきい値判断結果が変わらないため。
平成28年9月23日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第2 別紙のとおり	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第14号	事後	番号法改正に伴う修正。
平成29年7月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別紙	別紙中、未定であった別表第二命令の条項の追記	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。しきい値判断結果が変わらないため。
平成29年7月7日	II-2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。しきい値判断結果が変わらないため。
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第14号	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正。